

議員協議会

令和6年8月30日
委員会室

1 開 会

2 理事者報告

- (1) 損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について
- (2) 喜多前坂黒田井堰改修工事について

3 第 103回市議会 9月定例会の運営等について

- (1) 議会運営委員会委員長報告
- (2) その他

4 その他

令和6年8月30日

議員各位

議会運営委員長

令和6年8月23日議会運営委員会の概要について（報告）

去る8月23日に開催しました議会運営委員会の内容につきまして、下記のとおり概要をまとめましたので、御確認くださるようお願い申し上げます。

記

1 協議事項

(1) 第103回9月定例会の日程等について

ア 定例会の日程等

① 日程

- | | | |
|----------|------------|--|
| 8月30日（金） | 午前9時30分から | 議員協議会 |
| | 午前10時00分から | 本会議（第1日）
（本会議終了後、資料請求調整会） |
| 9月2日（月） | 正午 | 議案質疑通告締切
決算審査意見書に対する質疑締切 |
| 5日（木） | 午前10時00分から | 本会議（第2日）
（本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答）
（上記終了後、決算特別委員会質疑調整会） |
| 6日（金） | 午前9時30分から | 文教民生常任委員会 |
| 9日（月） | 午前9時30分から | 総務産業常任委員会 |
| 10日（火） | 午前9時30分から | 予算常任委員会 |
| | 終了後 | 決算特別委員会 |
| 11日（水） | 午前9時30分から | 決算特別委員会 |
| 12日（木） | 午前9時30分から | 決算特別委員会 |
| 13日（金） | | 委員会予備日 |
| 17日（火） | 正午 | 一般質問通告締切 |
| 18日（水） | 正午 | 討論通告締切
（一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催） |
| 24日（火） | 午前9時30分から | 議員協議会 |
| | 午前10時00分から | 本会議（第3日） |
| 25日（水） | 午前10時00分から | 本会議（第4日） |
| 26日（木） | | 予備日 |
| 27日（金） | 午前9時30分から | 議会運営委員会 |

② 会 期

8月30日（金）から9月26日（木）までの28日間

※ 一般質問に係る資料の取扱いについて

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) ファクトチェック等が必要なもの | 通告時まで |
| (2) 資料に基づき理事者の見解等を問うもの | 通告時まで |
| (3) 紙コピーして配布が必要なもの | 質問日3日前の正午まで |
| (4) データ配布のみのもの | 質問日2日前の正午まで |
| (5) 持ち込み（誰にも配布しない） | 質問当日9時まで |

※ 出資法人の報告に係る説明については、委員会前日の午後5時までにデータで配布
イ 委員会の委員（今回は決算特別委員会の委員）の指名（選任）方法の変更について

☞委員の指名（選任）については、単に議長の指名のみで足りることから、選任に当た
っての採決をとりやめ、併せて、議長からの指名に当たっては、「お手元の名簿のと
おり指名します」と文書配布による運用へ変更したい旨を事務局から提案

→「文書配布による指名で大丈夫なのか、議長会に確認をとるように」との意見

➡ 後日、全国市議会議長会に照会・回答

指名に当たっては、自治法の改正により、会議に諮る必要もなく、また、議長が
委員の氏名を読み上げるなどの決まりもなく、委員会条例で特に制限がなければ、
「配布文書に記載のとおり指名する」の運用でも、何ら問題ない。

(2) 議会DX調査小委員会からの報告

○詳細は、配布資料「経過報告」のとおり

○文書共有システム「サイドブックス」のデモンストレーションを実施予定

・と き 9月4日（水）午後1時15分から

・ところ 委員会室

※可能な限り、全議員の出席をお願いします。

(3) 議会基本条例の検証について

9月27日（金）の議会運営委員会において、令和5年度の検証を踏まえた対応策に係る
検証を実施予定

2 その他

「一般質問に係る反省会について」

定例会終了後の議会運営委員会において開催している「定例会の反省」について、個人
に対する一般質問に係る内容については、議会運営委員会終了後に協議会に切り替え開催
することに決定

※委員外議員については、可能な限り、議会運営委員会の傍聴に努めること。

議事日程（第 103回西脇市議会定例会第 1 日）

令和 6 年 8 月 30 日
午前 10 時 開 会

日程	議案番号	件 名	提出者
第 1	—	会議録署名議員の指名について	—
第 2	—	会期の決定について	—
第 3	議案第 51 号	西脇市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	市 長
第 4	議案第 52 号	令和 6 年度西脇市一般会計補正予算（第 4 号）	〃
	議案第 53 号	令和 6 年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
第 5	議案第 54 号	令和 5 年度西脇市一般会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第 55 号	令和 5 年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第 56 号	令和 5 年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第 57 号	令和 5 年度西脇市老人保健施設特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第 58 号	令和 5 年度西脇市公営墓地特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第 59 号	令和 5 年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第 60 号	令和 5 年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第 61 号	令和 5 年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第 62 号	令和 5 年度西脇市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の報告について	〃
	議案第 63 号	令和 5 年度西脇市水道事業会計決算の報告について	〃
	議案第 64 号	令和 5 年度西脇市下水道事業会計決算の報告について	〃

第5 }	議案第65号	令和5年度西脇市病院事業会計決算の報告について	市長
	—	文教民生常任委員会の事務事業評価の結果報告について	文教民生 常任委員長
第6 }	—	総務産業常任委員会の事務事業評価の結果報告について	総務産業 常任委員長

西脇市議会議長 高 瀬 洋

地方自治法の規定による出席者名簿（常時出席者）

（地方自治法第 121条の規定により説明のため西脇市議会に出席を求める者）

令和 6 年 9 月

職 名	氏 名
市 長	片 山 象 三
副 市 長	藤 原 良 規
教 育 長	遠 藤 一 博
技 監	小 倉 正 大
市 長 公 室 長	早 崎 育 子
都 市 経 営 部 長	渡 辺 和 樹
総 務 部 長	藤 井 隆 弘
福 祉 部 長	伊 藤 景 香
くらし安心部長	萩 原 靖 久
産業活力再生部長	戸 田 雅 人
建設水道部長	伊 藤 和 英
西脇病院事務局長	上 田 哲 也
教育管理部長	高 橋 芳 文
教育創造部長	足 立 英 則

事 務 報 告

令和6年7月16日（第102回西脇市議会臨時会第1日）以降の西脇市議会事務処理概要は次のとおりです。

記

令和6年

7月16日

- ・ 議員協議会
- ・ 第102回西脇市議会臨時会 第1日
- ・ 予算常任委員会

17日

- ・ 三重県いなべ市議会行政視察来訪
- ・ 兵庫県市議会議長会事務局長会（加東市）に局長出席

18日

- ・ 議会運営委員会
- ・ 第102回西脇市議会臨時会 第2日

19日

- ・ 高齢者叙勲伝達式に議長出席
- ・ 西脇市国際親善交流協会理事会に副議長出席
- ・ 西脇市国際親善交流協会総会に正副議長出席
- ・ 議会DX調査小委員会行政視察（長野県塩尻市）

20日

- ・ 新ごみ処理施設建設工事起工式に正副議長ほか議員多数出席
- ・ 国道175号東播丹波連絡道路早期実現促進大会に正副議長ほか議員多数出席

24日

- ・ 兵庫県市議会議長会総会（加東市）に正副議長、局長出席

25日

- ・ 全国大会出場者壮行会・報告会に議長出席

26日

- ・ 高校生議会ワークショップ
- ・ 議会報告会（合山町）
- ・ 議会報告会（鹿野町）

27日

- ・ 兵庫県人権教育研究大会東播磨大会に議長出席
- ・ 議会報告会（寺内）

29日

- ・ 豊岡市議会行政視察来訪

30日

- ・ 加西市子ども議会見学
- ・ 高校生議会ワークショップ

31日

- ・ 北播磨ハイランド・ふるさと街道整備促進期成同盟会総会（多可町）に議長、総務産業常任委員長出席

- 8月1日
 - ・総務産業常任委員会
 - ・高校生議会ワークショップ
- 2日
 - ・議会報告会（黒田庄町子育てグループ）
- 6日
 - ・文教民生常任委員会
- 7日
 - ・議員協議会
- 9日
 - ・高校生議会
- 16日
 - ・にしわき市・黒田庄夏まつりに正副議長ほか議員多数出席
- 20日
 - ・加古川中流域整備促進期成同盟会総会、国道427号・都市計画道路西脇上戸田線整備促進期成同盟会総会に議長、総務産業常任委員長出席
- 21日
 - ・議会だよりモニター連絡会議
- 22日
 - ・議会DX調査小委員会行政視察（淡路市）
 - ・加西市議会行政視察来訪
 - ・議会報告会（オンライン）
- 23日
 - ・議会運営委員会
 - ・議会報告会（しばざくらフルール）
 - ・議会報告会（黒田庄町大伏）
- 24日
 - ・北海道富良野市表敬訪問に正副議長出席
 - ・日本のへそ西脇夏まつりに正副議長ほか議員多数出席
- 29日
 - ・文教民生常任委員会

受理した陳情書一覧表

西脇市議会において、第 102回西脇市議会臨時会以降受理した陳情書は、次のとおりです。

受理番号	受理月日	件名	提出者(代表者)	所管委員会
陳情第1号	R 6. 8. 9	ひよこ保育園の園舎修繕費支援に関する陳情書	ひよこ保育園父母の会	文教民生

R 6. 8. 29 提出者から取下書の提出

R 6. 8. 29 文教民生常任委員会において取下げ承認

令和5年度 事務事業評価報告書

評価対象事業名：多文化共生サポート事業

令和6年8月

文教民生常任委員会

評価対象事業名：多文化共生サポート事業

1 事業の目的

日本語指導の必要な外国人児童生徒等に対して、小・中学校に子ども多文化共生サポーターと日本語指導員を、こども園に多文化共生キッズサポーターを派遣し、学校園生活への早期適応に向けた生活支援や学習支援を行う。

2 計画等の位置づけ

(1) 総合計画の位置付け

「第2次西脇市総合計画 基本計画」

第1章：未来を拓く次世代が育まれるまち

政策6：教育を支える環境を整える

施策4：適切な教育機会を確保します

(2) 施策体系へ事業の位置付け

関連計画：「第3期西脇市教育振興基本計画」

重点目標1：社会の変化を前向きに受け止め、夢と志を持って可能性に挑戦する力を育成します

施策の柱2：豊かな心の育成/多文化共生教育の推進

3 事業概要

(1) 実施年度

平成29年度から実施

(2) 予算額及び事業内容

	R4年度	R5年度	R6年度
予算	1,170千円	1,910千円	3,560千円
指導が必要な児童生徒等	8人	11人	18人
国籍	中国、インド、 ベトナム、ネパール	中国、インド、 ベトナム、ネパール	中国、インド ベトナム、ネパール フィリピン

派遣回数・・・原則として、当該児童生徒の在留期間によって決定

在留期間	県費による派遣 (R5年度)		市費による派遣	
	A	B	C	D
	0～6か月	7か月～12か月	13か月～36か月	37か月～
派遣回数	週3～4回	週1回	年間30回	年間10回
勤務時間	4時間/回	4時間/回	4時間/回	2時間/回

4 活動内容

ア 資料請求

令和6年1月の常任委員会で、令和元年から令和5年12月末現在の日本語指導が必要な児童生徒等について、担当課から説明を受ける。

イ 小学校視察

委員の理解を深めるため、3班に分かれ、対象児童が通う小学校への視察を実施

西脇小学校

2月5日(月) 8:30~10:10

ベトナム国籍 6年生1人(A) 2年生1人(C)

重春小学校

2月7日(水) 8:35~10:15

中国国籍 3年生2人(C、D)

重春小学校

2月14日(水) 8:35~10:15

中国国籍 3年生2人(C、D)

いずれも、1校時は在籍学級の一斉指導において、対象児童が日本語を理解できないところを通訳するサポーターの様子を、また2校時は別室において、児童支援教員とともに日本語指導を行うサポーターの様子を視察した。

授業後、校長、児童支援教員、サポーターと担当した議員とで意見交換を行った。

ウ 視察の所感

- ・ 県費によるサポーター派遣から市費による派遣になると派遣回数が極端に減少してしまうので、その後の学習に支障が生じないか危惧する。
- ・ サポーターの役割は、単に日本語を中国語に置き換えることだろうと思っていたが、ニュアンスを正確に伝えないと日本語を母語としない児童には理解できないことがわかり、サポーターの担っている役割の大きさを認識した。
- ・ 市内若しくは北播磨管内でサポーターを採用できれば、学校教育以外の分野での活用ができ、喜ばしい限りです。

5 成果及び課題

日本語指導が必要な児童生徒にとって、学習言語の支援は重要である。サポーターや児童支援教員も、単語の一つひとつを対象児童が納得できるまで丁寧に教えられていた。

本事業の成果は、視察をしたことで対象児童にとって大切な事業であることを理

解することができたことである。このような取組は今後ますます必要となることが予測される。担任教諭の負担軽減にもつながり、支援を必要とする児童生徒に対し、派遣回数柔軟な対応が望ましいと考える。

6 事業評価（5段階評価）

妥当性： 4.6

日本語指導が必要な児童生徒が増えてきていることから、今後も市費を投入し支援をしていくことは必要である。社会情勢からみても本事業は継続すべきであるとの意見が多かった。

有効性： 3.6

有効性についての質問内容が目標値や事業効果の比較等評価をするのが本事業には困難であるとの意見があり、どちらともいえないとした委員が大半を占めた。

効率性： 3.6

本事業を評価するのにコストやサービス、業者委託、事業の合理化をどのように捉えるのか意見が分かれた。良好とする委員が少なく効率性の評価は3.6であった。

総合評価： 4.0

総合評価は4と高い評価となった。委員会では小学校への視察を行い現状を把握し、サポーターや支援する教員が重要であることを認識することが出来た。委員の評価の平均は「妥当性」 4.6、「有効性」 3.6、「効率性」 3.6、「総合評価」 4.0である。委員の意見として児童生徒への学習言語や生活言語など充実した支援が必要であると一致をした。

7 今後の方向性

「拡充」

今後の方向としてはサポーターの養成や確保、県費から市費へ移行してからの派遣回数の充実等の課題が考えられる。市費の増額になるが充実が必要な事業である。よって、委員会として今後の方向性は「**拡充**」とする。

8 視察におけるその他の意見

- ・ 支援する教員は学習の進み具合が思わしくない児童の個別指導も行っている。
- ・ 児童は学校で日本語の習得に取り組めるが、保護者の中には国際親善交流協会が担当している「日本語教室」で学んでいる人もおられる。対応はマンツーマンであるが、希望者に対し指導者少ないと聞く。指導ボランティアの充実が必要
- ・ 児童生徒支援教員は2023年度は、日野小、双葉小、西脇中学校以外の学校に各1人加配されているようだが、700人の児童が在籍している重春小に1人とは相当無理があると感じた。
- ・ 今後は大人も子どもも外国籍の人たちが増えてくると思う。学区だけではなく、

大人社会も含めて国際親善交流協会の役割・拡充が必要ではないか。

9 各委員の総括意見

(1) 浅田康子委員長

授業を視察し、サポーターの重要性を強く感じた。来日年数や家族構成等による語学力の差はやむを得ないが、学習面では各児童にきめ細かいサポートが必要である。サポーターの派遣が県費から市費になると対応が薄くなっている。市内でサポーターを育成し、人数を増やす対応が望まれる。外国籍の児童生徒が増えていることから本事業は拡充すべきと考える。

(2) 森脇久夫副委員長

日本語以外の言語を母語とした児童生徒に対する学びの質を確保するためには、欠かすことのできない事業だと考えられ、対象者の動向も見ながら事業を継続・充実が必要と考える。

(3) 岸本年裕委員

視察でサポーターから日本語を指導することの難しさを伺った。今後は、サポーター自身にも研修等が必要であると思われる。

(4) 杉本佳隆委員

一人ひとりの子どもたちと向き合っていくことが最善だと思われるが、来日時の年齢や家族構成等によって、理解力に差が生じるため、時間を要する。今後も増えてくるであろう多文化の子どもたちに対応するにはサポーターの人員確保や予算の増額が必要となる。また、我が国の国際的な立場から見ても、現状維持やそれ以上の必要な事業だと思います。

(5) 高瀬弘行委員

在留期間によって派遣回数などが決定されているが、本人の習熟度に合わせた弾力的な運用も必要と考える。一方、増え続ける外国人の児童生徒の言語や年齢、在留期間、日本語習熟度などは、多様化しており、将来的には、人権教育課だけで対応できる課題ではないと考える。

(6) 高瀬 洋委員

我が国には、就労等の目的で多くの外国人を受け入れており、国際社会の一員として、この事業の重要性は認識している。ただ、学力面で、どのレベルの達成度合いで良しとするかは、児童の個人差にも関わってくるため、一概には示しづらい。現状での顕在化した問題はないので、現状のまま継続し問題が出てくれば改善していくという方向で進めたい。

(7) 坂部武美委員

母語が中国の3年生2人を子ども多文化共生サポーターと加配教諭の生活指導員で対応に当たっている。2人の学習理解度に差があるが、サポーターが上手に教えており、指導回数が増えれば徐々に理解度も進むと思う。国語の時間では、一方的に日本語を教えるのではなく、母語の重要性・その国の文化の両立を図っていた。このことが多文化共生なのだろう。また、サポーターのこの方は、学校だけではなく保護者と連絡を取り、時間外に相談にも乗っており、ありがたい。児童は学校で日本語習得が進むが、保護者が母語だけの家庭と日本語が話せる家庭では、児童の日本語習得に差が出てくるのではないか。その対応策の一つとして、国際親善交流協会が担当している日本語教室があるが、希望者に対し指導者が少ないと聞く。指導ボランティアの充実が必要と思う。以上のことから、まずはサポーターの派遣数と加配教諭増、国際親善交流協会の日本語教室充実が必要であり、本事業を拡充すべきと考える。

(8) 寺北建樹委員

一律の期間ではなく、対象者の学習能力・到達点にあった派遣回数が必要ではないか。市費でのカバーを充実させるべきと考える。

議会による事務事業評価（議員）

評価対象事業名	多文化共生サポート事業		
所管常任委員会	文教民生常任委員会	評価者	
基本政策	未来を拓く次世代が育まれるまち		
政策	教育を支える環境を整える		
施策	適切な教育機会を確保します		

事業評価（５段階評価）

項目	評価	評価内容			
		理由（該当する項目を三段階で評価）			
		(○) 良好・すべき	(△) どちらともいえない	(×) 不良・すべきでない	
妥当性	4.6	ア) 社会情勢からみて実施すべきか	8		
		イ) 一定の成果が上がっているか、引続き継続すべきか	7	1	
		ウ) 行政で行うべきか（税金を使うべきか）	8		
		エ) 他事業とサービスが重なっていないか	7	1	
		オ) 他自治体と比べサービスの対象、内容が適切か	-	-	-
		カ) 市民全員のためになっているか	3	4	
有効性	3.6	ア) 前年以前と比較し、事業効果は上がっているか	2	6	
		イ) 事業目標が達成できているか	3	5	
		ウ) 目標が達成可能な事業であるか	1	7	
		エ) 目標が低く設定されていないか	2	6	
		オ) 職員や外部からの人材活用が十分なされているか	4	4	
		カ) 環境を保全する配慮がなされているか	-	-	-
効率性	3.6	ア) コスト削減を考えたとき、実施方法は適切か	2	6	
		イ) 提供するサービスの質を考えたとき、実施方法は適切か	4	4	
		ウ) 地域、民間業者等に委託することが望ましくないか	2	6	
		エ) 事業に投入された人員は適切か	2	6	
		オ) 事業の合理化は図られているか	2	6	
		カ) 受益者負担等は適切か	-	-	-

総合評価	4	(事業評価に対する特記事項及び今後の方向性の理由) 各委員の意見は別記
------	---	-------------------------------------

今後の方向性 ※単年度事業以外はその理由を総合評価に対する特記事項に記載	レ	拡充
		現状のまま継続すべき
		見直しのうえ継続すべき
		事業単位を見直し (統廃合・縮小のうえ継続)
		廃止

評価指標	
5	極めて高い
4	高い
3	普通
2	低い
1	極めて低い

令和5年度 事務事業評価報告書

評価対象事業名：地区からのまちづくり事業

令和6年8月

総務産業常任委員会

評価対象事業名：地区からのまちづくり事業

1 事業の目的

地区まちづくり計画に基づく、地域課題の解決に向けた事業や地域特性を生かした事業を実施するために必要な支援を行うことで、自立したコミュニティの確立を図る。

2 計画等の位置づけ

(1) 総合計画の位置付け

「第2次西脇市総合計画 基本計画」

第6章：多様な主体による地域自治の確立

政策2：持続可能なコミュニティをつくる

施策1：地区からのまちづくりを推進します

(2) 施策体系へ事業の位置付け

関連計画

「参画と協働のまちづくりガイドライン」

「地区まちづくり計画」

3 事業概要

(1) 実施年度

令和5年度

(2) 予算額

地域自治一括交付金 令和5年度 1,361万円

地区まちづくり実践補助金 令和5年度 630万円

(3) 実施内容

ア 地域自治一括交付金対象団体との懇談会実施

5月7日 比延地区自治協議会

5月14日 津万地区自治協議会

5月15日 芳田自治協議会

5月22日 黒田庄まちづくり協議会

イ 地区まちづくり実践補助金対象団体との懇談会実施

5月10日 重春まちづくり協議会

5月28日 野村地区まちづくり推進協議会

6月3日 西脇地区コミュニティ活動推進協議会

〃 西脇区まちづくり委員会

6月14日 よいとこちがうか日野の里

4 成果及び課題

今、少子化問題の課題や地域経済の活性化など地方自治体に課せられた課題が増すなかで、自治体だけでは抱えきれない課題も多くあるのではないだろうか。その課題解決に向けては地域の団体との協働性が重要となる。地域自治一括交付金対象団体、地区まちづくり実践補助金対象団体との懇談会において意見を聞くと、地域の人の力で地域が支えられていることが実感させられた。地域における課題が何であるかを把握し、具体的な政策を打ち出し実行している。

例えば、空き家対策としての古民家再生を実行し、また、地域における子ども会の運営の手助けとして、地区全体の子どもの対象にした事業の開催、そして地区での買い物難民対策として販売車の運営が取り組まれている。このほかにも地域を盛り上げる季節に応じた様々な行事が開催されている。これらの事業は地域の人々によって取り組まれ、地域の人々のボランティアの気持ちで支えられており、大切にしなければいけない。その一方で課題も見えてきた。共通している課題は今後の人材確保である。

地域自治協議会役員を選出は、各団体（区長会、消防団、子ども会等）からの選出が基本となっており、そのため団体の任期の期間で役員が変わるケースが多く、継続性に課題があると聞いている。この課題解決に向けては、各団体からの人材と共に、継続的に地域のことに関わってもらえる人材を個別に選出している協議会もあった。

「組織は人である」と言われるように、活動の継続は人材の育成を継続的に行うことが基本である。今後の地域を支える一環となるのは地域自治協議会であり、まちづくり委員会等である。市としても積極的なバックアップが必要と考える。

5 事業評価（5段階評価）

(1) 妥当性： 5

「成果及び課題」の個所でも述べているが、社会情勢からみても実施すべき事業であり、団体によっては一定の成果以上の取組と成果があることが伺える。行政として税金を使うことについても、有効に使われており妥当性があると判断する。また、各地域にまちづくり団体が存在し、活動している現状を見ても（地域によって活動の差はあるが）住民のためになっていると判断できる。

(2) 有効性： 4

市としてのこの事業の目的は、計画に基づく市民の主体的な活動の支援であり、地域自治協議会の設立及び運営の支援となっている。各地域における市民の主体的な活動は積極的になされている。また、地域自治協議会も4地区で設立されており評価できる。しかし、5年度においては協議会の設立に至っていない点を鑑みると目的がまだ達成できていないとの判断ができる。しかし、未設立の地区での意見では、まちづくり団体が二つあり、一つの協議会に統一することにより事業が縮小する可能性があるとの声があり、慎重な対応が必要と考える。

新しい取組を積極的に取り組んでいる団体もあり、今後、各団体間の話し合い

もあるとのことで、取組のステップアップも期待するところである。

(3) 効率性： 5

指標として「コスト削減」「実施方法の適正」「地域・民間に委託」が挙げているが、事業そのものがボランティア前提で地域に委託しており、実施方法としてこれ以上適正な方法はないと考える。

(4) 総合評価： 4

地区からのまちづくり事業を妥当性、有効性、効率性から考えると、事業は妥当であり、有効であり、効率的であり、総合的には高い評価に該当する。

まちづくり事業を考える時には、妥当性、有効性、効率性という物差しだけでなく、そこに「人」の活動の視点が必要である。まちづくり活動はボランティアでの活動になるため、人の気持ちを充分汲むことが大切で、懇談会で話を聞くと各団体のリーダーは、委員が気持ちよく活動してもらうためにはどうすれば良いのかということに気をかけておられたことが特徴的であった。

6 今後の方向性

「現状のまま継続」

地区からのまちづくり事業は、委員全員が「現状のまま継続」以上の評価であり、「拡充」の評価が半数ある。各委員の内容を具体的に確認すると、拡充すべき点として下記の点を指摘しますので、今後の事業に生かしていただくよう求めます。

- ・各団体によっては、地域課題解決に向けた新しい取組がなされる場合があり、そのときは行政として積極的な支援をすること。
- ・時代の経過により補助金の使い方を使いやすいように配慮すること。

(例えば、どの団体も活動する委員はボランティア活動であり、地区まちづくり実践補助事業の中には、暑い中での作業やイベント等でも現状では経費でお茶一本も出せないことになっているとのことである。現在、熱中症などの対策でも水分補給などが言われており、市としても補助金の対象として飲料水を検討すること。)

7 各委員意見

○村井正信委員長

各地区の自治協議会及びまちづくり委員会等との懇談会を実施し、団体の活動内容や財政状況を調査した。その結果言えることは、地域が今後も存在していくためには団体の存続は必要不可欠であるということ。各団体のメンバーはいずれもボランティアであり、活動も地域の課題を解決するための事業を行っていることを痛感した。行政のできることが限られるなか、団体の活動はより増えてくるのではないかと思える。そのためには、財政面でのカバーが今後もっと必要になってくる。

○藤原秀樹副委員長

全体として問題はないように思うが、今後の人も問題や今の在り方で良いのかは、

絶えず検討しながら前に進んでいかなければならないと思う。今後、少子高齢化が進むにつれて、このまちづくりが担う役割は非常に大きくなるが、行政が行うのか、委託して民間が行うのか、住民が行うのか、考えていかなければならないと思う。各団体の熱量の違いや中心的人物の後継などいろいろな問題を抱えているが、今のところは創意工夫などでしっかり行っているので、今後の補助の在り方や方向性は検討していく必要があると思う。

○藤原哲也委員

全体的には、この事業はなくてはならない事業と考える。有効性で「職員や外部からの人材活用が十分されているのか」との問は、地域の方がボランティアで活動していただいているため、外部委託するよりコスト面での削減効果が大きい。事業の規模等によるが、スカイマスター（車）レンタル品においては助成すべきと思う。このように、項目ごとに助成額の見直しをすべきである。協議会等が行う室外での作業（例えば、童子山花壇の清掃作業等）に係る熱中症対策のお茶の経費は助成の対象にすべきと考える。

○藤原桂造委員

事業のまとまりがとりにくいまちづくり地区があるが、いずれの協議会等も幅広い年齢層が参加できる事業があり、補助事業に該当している。そして、賑わいづくりとしても妥当である。よって全体的に評価する。

○吉井敏恭委員

自治会同士の連携や行政との協働の取組が必要との認識はあるものの、組織を構成する委員には、区長等自治会役員の充て職もあり、継続的な運営に不安がある。まちづくり実践補助金においては、運動中のこまめな水分補給が常識の中、清掃作業など労力提供へのお茶の支給などについては補助の対象とすべきで改善が求められる。地区の活性化に向けたイベント等での食糧（食材）費については、まちづくり実践補助金交付規定第4条（4）で対応すべきである。

参考 第4条 補助対象事業は、次のとおりとする。

（4）その他市長が必要と認めた事業

○村岡栄紀委員

地区まちづくり実践補助金において、コロナ禍の影響で補助金を使い切れずに返還されたケースや、お茶代が出ない等の不満などがある。また、地域自治一括交付金及び地区まちづくり実践補助金、どちらも参加率や継続して活動する人員等の課題や、地区によっては予算を上げてほしいとの声があるようだが（地区別の詳しい財政状況が分からない）、私の担当した地区に関しては概ね満足されており、現状のまま継続するのが妥当だと考える。

○東野敏弘委員

地区からのまちづくり事業には、地域自治一括交付金と地区まちづくり実践補助金がある。地域自治一括交付金については、使い勝手が良いとの評価を4地域自治協議会から聞いている。残りの4地区に対し、地域自治協議会の創設に向けて、早急に取り組むべきと考える。その際、重春・野村地区の扱いには一考を要する。地区まちづくり実践補助金については、飲食に一切使ってはいけないとの規定がある

が、イベント等での参加者への炊き出しやお茶代等は考慮すべきと考える。各地区の住民組織が、より活用しやすい補助金にすべきと考える。

○林 晴信委員

補助金や交付金について小さな不満の声はあったが、特筆すべき大きな不満の声はなかった。ただ、事業を担う人材や人員の不安はついて回っている。まちづくりへの参加者意識をどう高めていくかがポイント。参加者意識が高まると担い手の新陳代謝も確保できるだろう。一般的に自治会の組織率が低い地域で地域自治協議会を設立されることが多いが、西脇市のように自治会の組織率が高く、権限も持つなかで、地域自治協議会を設立することは、時に軋轢を生むこともある。これは設立を促した行政の責任も大きいと感じる。

議会による事務事業評価（議員）

評価対象事業名	地区からのまちづくり事業		
所管常任委員会	総務産業常任委員会	評価者	
基本政策	多様な主体による地域自治の確立		
政策	持続可能なコミュニティをつくる		
施策	地区からのまちづくりを推進します		

事業評価（５段階評価）

項目	評価	評価内容			
		理由（該当する項目を三段階で評価）			
		(○) 良好・すべき	(△) どちらともいえない	(×) 不良・すべきでない	
		○	△	×	
妥当性	5	ア) 社会情勢からみて実施すべきか	8		
		イ) 一定の成果が上がっているか、引続き継続すべきか	7	1	
		ウ) 行政で行うべきか（税金を使うべきか）	8		
		エ) 他事業とサービスが重なっていないか	8		
		オ) 他自治体と比べサービスの対象、内容が適切か	6	2	
		カ) 市民全員のためになっているか	6	2	
有効性	4	ア) 前年以前と比較し、事業効果は上がっているか	3	5	
		イ) 事業目標が達成できているか	3	5	
		ウ) 目標が達成可能な事業であるか	7	1	
		エ) 目標が低く設定されていないか	4	4	
		オ) 職員や外部からの人材活用が十分なされているか	-	-	-
		カ) 環境を保全する配慮がなされているか	-	-	-
効率性	5	ア) コスト削減を考えたとき、実施方法は適切か	5	3	
		イ) 提供するサービスの質を考えたとき、実施方法は適切か	4	4	
		ウ) 地域、民間業者等に委託することが望ましくないか	-	-	-
		エ) 事業に投入された人員は適切か	3	5	
		オ) 事業の合理化は図られているか	-	-	-
		カ) 受益者負担等は適切か	5	3	

総合評価	4	(事業評価に対する特記事項及び今後の方向性の理由) 各委員の総合評価は、別紙のとおり。
------	---	--

今後の方向性 ※単年度事業以外はその理由を総合評価に対する特記事項に記載		拡充
	○	現状のまま継続すべき
		見直しのうえ継続すべき
		事業単位を見直し (統廃合・縮小のうえ継続)
		廃止

評価指標	
5	極めて高い
4	高い
3	普通
2	低い
1	極めて低い